エンジェル税制申請時の必要書類 (事前確認制度を利用しない場合)

- ・満たすべき要件のパターン等によって、必要書類が異なります。
- (注) 基準日
- ・基準日(通常、払込期日)が異なる複数の増資がある場合には、基準日ごとに必要書類一式をご提出する必要があります(例:増資が3回行われた場合には、3セットの必要書類のご提出が必要となります。)。
- ・通常、基準日は「払込期日=登記変更日」です。個々の株主の実際の入金日とは異なりますのでご注意ください。
- ・ご不明点がございましたら、申請窓口へお問い合せください。(https://angel-tax.tokyo/contact.php)
- (・会社設立時の基準日は、「会社設立日」となります。)

○・・必要	要×・・不要	優					В		優遇	措置B	
No	必要な書類	様式集・見本・作成方法 「令和3年8月2日改訂版」	注意事項	ア	1	ウ	エ	才	カ	キク	ケ
1	確認申請書(原本)	[優遇措置A・B] 様式第7(直接投資用) 様式第7(組合経由用) [優遇措置B] 様式第6(直接投資用) 様式第6(組合経由用) 記載例(様式第6、第7) *「令和3年8月2日改訂版」の様式	・基準日 (通常、払込期日) により様式集が異なる。 基準日 (通常、払込期日) 様式集			0		0			0

No	必要な書類	様式集・見本・作成方法 「令和3年8月2日改訂版」	注意事項	ア	1	ウ	エ	オ	カ	+ /	7 ケ
			・申請の対象となる新規株式発行や増資の経緯が記載された「履歴事項全部証明 書」。								
2	登記事項証明書(原本)	-	・一部「閉鎖事項全部証明書」が必要になる場合あり。 (例:「14 設立日における貸借対照表」を提出する会社(パターンイ、ウ、エ)で設立時の資本金を確認する場合など)	0	0	0	0	0	0	0 0	
			・以下の会社は対象外。 「合併や分割により設立した会社」 <u>→「新設合併・新設分割」</u> 「子会社の支配・管理のみを行う純粋持株会社」 →「純粋持株会社」								
3	基準日が属する年度の前年度の貸借対照表、損益計算書	-	・確定申告において税務署に提出した前年度の決算報告書一式(表紙や販売費及び一般管理費内訳書等も含む)。	×	×	×	×	×	0	0 0) (
4	基準日が属する年度の前々年度の貸借対照表、損益計算書 - ・確定申告において税務署に提出した前々年度の決算報告書一式を(表紙や販売 費及び一般管理費内訳書等も含む)。						×	×	×	×	×
5	第1期の貸借対照表、損益計算書	-	・確定申告において税務署に提出した第1期の決算報告書一式(表紙や販売費及び一般管理費内訳書等も含む)。 ・「売上高成長率」を「第1期から前年度までの売上高を相乗平均した伸び率」によって算出する場合のみ、前々年度の決算報告書に代えて第1期の決算報告書も必要。		×	×	×	×	×	×) ×
6	基準日における株主名簿	-	 ・増資「後」の株主名簿。 ・記載項目(会社法に規定されているため) 「株主の氏名又は名称」、「住所」、「株式取得日」、「増資後の保有数」、「種類及び株式の種類ごとの保有数(種類株式も発行している場合)」 ・組合から投資を受けている場合の記載方法 「組合の名称」を記載。 (組合の代表者(業務執行組合員等)の個人名は記載しない。) 	0	0	0	0	0	0	0 () ()

No	必要な書類	様式集・見本・作成方法 「令和3年8月2日改訂版」	注意事項	ア	1	ウ	エ	才	カ	+	クケ
			・以下いずれかの書類。(優先順位は①、②、③の順) ①「賃金台帳」、②「給与明細書」、③「社会保険加入証書」 *基準日(通常、払込期日)が属する月のもの。								
7	常時使用する従業員の人数を証する書面(賃金台帳、雇用保険等の社会保険加入証書など)	_	・常時使用する従業員とは 正社員だけでなく、パート、アルバイト、契約社員も含まれる場合がある。 (「解雇の予告を必要とする労働者」に、「勤務期間が定められている労働者」 も含むため)	0	0	0	0	0	0	0	0 0
			・常時使用する従業員が不在の場合 「従業員不在証明書」(原本)を作成。 (記載事項) 「当社には、基準日現在、従業員が存在しないことを証明します。」、 「日付(=基準日)」、「会社名」、「代表者の役職名と氏名」								
			・様式は任意。								
8	研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容	研究者・新事業活動従事者作成について	・記載内容について 「該当する方の略歴」および「担当業務内容」 *できるだけ「具体的かつ詳細」に記載する。 略歴よりも担当業務内容の方が重要。	0	0	×	×	0	0	×	×
			・該当する方の「常勤」の立証も行う。						- 1		
			・様式は任意。								
9	事業計画書	<u>参考1</u>	・記載内容について 様式集の参考1の内容は必ず記載する。 「事業目的・理念」、「事業の概要」、「新製品の開発または新サービスの内 容」、「経営上の課題」、「今後の財務計画」、「代表者等の経歴等」	0	×	×	×	×	×	×	×
			・事業の将来における成長発展に向けた事業計画を作成すること。 (申請パターン(ア)の企業要件として中小企業等経営強化法施行規則において求められているもの)								
10	法人設立届出書	参考2(見本)	・会社設立後に税務署に提出した書類。	0	×	×	×	×	×	×	× ×
			・新規作成する。(税務署に提出した書類ではないため)								
11	設立日における貸借対照表	-	・設立時の資本金は、履歴事項全部証明書(本店移転をしている場合には閉鎖事項全部証明書)に記載がある。	×	0	0	0	×	×	×	× ×

No	必要な書類	様式集・見本・作成方法 「令和3年8月2日改訂版」	注意事項	ア	1	ウ	エ	才	カ	+	クケ
12	・事業年度は、第1期~前期までのもの。 ・確定申告において税務署に提出した決算報告書一式。 (「表紙」「販売費及び一般管理費内訳書等」も含む) ・ CF計算書について 中小企業庁のHPにある簡易作成ツール(会計ソフト)の利用で簡単に作成可能。 *必ず、円単位で計算すること。(当該ツールは百万円単位で表示されるため) ・ 必要項目		×	0	0	0	×	×	×	××	
13	払込期日が属する年度の前年度の確定申告書別表 1 (1) (税理士が署名・押印したもの)	参考4(見本)_	・必要項目 「税務署の受領印がある」もしくは「税務署の受信通知がある」 「税理士の署名(もしくは記名)がある」(押印不要。ただし、事後的な署名は認められない) ・電子申告の場合 税務署の受信通知(見出しは「メール詳細」)を提出。	×	0	0	0	×	×	×	×
14	法人事業概況説明書	参考3 (見本)_	税務署に提出した確定申告書に含まれる書類。	×	0	0	0	×	×	×	× ×
15	株式の発行を決議した書類	_	 ・提出書類について 取締役会設置の有無により、以下の書類を提出。 取締役会設置会社 上記以外の株式会社 ・株式の発行とは、新規発行に限定される。 (対象外の例) → 「既発行株式の取得」 既発行株式の取得(株式譲渡による取得) 自己株式の処分による取得 売り出しによる取得 ・発起設立の場合 発起設立の設立時確認申請では、当該書類の提出は不要。 		0	0			0		0 0
16	個人株主が取得した株式についての株式申込証等	<u>参考9</u>	 ・増資の方式により、以下の書類を提出。 増資の方式 提出書類 申込割当方式 株式申込証 総数引受方式 募集株式総数引受契約書 ・株式申込証等の提出が不要。 投資契約書や株主間契約書において、株式申込や総数引受契約に関する記載事項が記載されている場合。 ・発起設立の場合 発起設立の設立時確認申請では、当該書類の提出は不要。 	0	0	0	0		0		

No	必要な書類	様式集・見本・作成方法 「令和3年8月2日改訂版」		事項	ア	1	ウ	, I		ナーカ	+	ク	ケ
17	払込があったことを証する書面	・以下必要項目の写しを提出 (必要項目) 銀行名、会社名、口座番号、取引日、株主からの払込金額 「表紙」「表紙をめくった2~3ページ目」 「払込が記載されているページ」 ネットパンキングの場合 取引履歴明細証明書(書類名は銀行により異なる) ・会社設立時の確認申請の場合 代表発起人(後の代表取締役)の個人通帳と法人通帳の両方を提出									0	0	0
18	投資契約書(又は会社独自の投資契約書及び投資契約書追加党書)	参考10 参考11-1 参考11-2(1つの民法組合経由用) 参考11-3(2つの民法組合経由用) *「令和3年8月2日改訂版」の様式	会社独自の投資契約書がない 会社独自の投資契約書がある 投資契約書はないが、株主間契約書がある (会社も当事者に含まれる場合) 投資契約書はないが、株主間契約書がある (会社が当事者に含まれない場合) ・契約締結日により、使用する様式集が実 契約締結日 令和3年8月2日以降 令和2年4月1日から令和3年8月1日 令和2年3月31日以前 ・「「投資契約書」作成上の注意点」) ・会社設立時の確認申請の場合	ことが必要。 に締結すること。 エンジェル税制に関する 会社と株主の約束事項 一様式集の参考10 記載あり 投資契約書 設載なし 提式集の参考11-1 記載あり 株主間契約書 は式集の参考11-1 最 様式集の参考11-1 ー 様式集の参考10 異なる。 様式集 一令和3年8月2日改定版 一令和2年4月1日改定版 申請窓口にお問い合わせ									
19	試験研究費等明細書とそれを証明する資料(エビデンス)	<u>試験研究費について</u>	・基準日が属する年度の「前年度」のもの	の。	×	×) ×	×	× ×		×	\circ

No	必要な書類	様式集・見本・作成方法 「令和3年8月2日改訂版」	注意事項	ア	1	ウ	エーオ	トカ	+	ク	ケ
----	-------	------------------------------	------	---	---	---	-----	----	---	---	---

- ・民法上の組合及び投資事業有限責任組合を通じた投資の場合は、以下の書類も必要です。なお、組合経由での投資の場合は、16「個人株主が取得した株式についての株式申込証等」の書類の提出は不要となります。
- ・民法上の組合及び投資事業有限責任組合を通じた投資の場合の確認申請書や投資契約書は非常に複雑なため、事前にこちらをご確認ください。なお、ご不明点がありましたら、東京都までお問合せください。(https://angel-tax.tokyo/contact
- →組合経由の投資に関する申請書類の作成方法
- →途中加入の組合員がいる場合の出資価額割合

No	必要な書類	様式集・見本・作成方法 「令和3年8月2日改訂版」	注意事項	ア	1	ウ	エ	才	カ	+	クケ
20	組合契約書および組合契約書の追加覚書	参考11-4(1つの民法組合経由用) 参考11-5(2つの民法組合経由用) *「令和3年8月2日改訂版」の様式	・組合契約書とは 組合員名簿などが記載された書類。組合が作成し、組合と組合員が保管している。 ・組合契約書の追加覚書 様式集の参考「11-4」もしくは「参考11-5」をダウンロードして作成。 ※「契約締結日」により、様式が異なる。				0	0	0	0	0 0
21	民法上の組合等が取得した株式についての株式申込証等	<u>参考9</u>	・増資の方式により、以下の書類を提出。 増資の方式 提出書類 申込割当方式 株式申込証 (組合が株式発行会社に申込み) 募集株式総数引受契約書 (組合と株式発行会社が契約) ・投資契約書や株主間契約書において、株式申込や総数引受契約に関する記載事項が記載されている場合には、株式申込証等の提出は不要。	0	0	0	0	0	0	0	0 0
22	組合契約内容に係る誓約書(民法上の組合等であることの誓約書) (原本)	<u>様式第9</u> <u>(記載例)様式第9</u>	・「組合契約内容に係る誓約書」とは 組合が、民法上の組合または投資事業有限責任組合(LPS)に該当することを誓約する書類。 ・原本を2部作成し、株式発行会社と東京都に1部ずつ提出する。 ・民法上の組合 または投資事業有限責任組合(LPS)以外の組合はエンジェル税制適用対象外。(例:有限責任事業組合(LLPなど)ただし、一部例外あり。詳細は中小企業庁のQ&AQ108を参照。 (例外:各組合員が「直接投資」を行ったとみる。) →「有限責任事業組合」			0	0	0	0	0	0 0

No	必要な書類	様式集・見本・作成方法 「令和3年8月2日改訂版」		注意事項	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	+	ク	ケ
23	組合保護預かり口座通帳(組合の通帳)の該当部分	_	とが必要。 (株式投資した後に組 用対象外) → 「途中加入 ・以下必要項目の写しを (必要項目)		0	0	0	0	0	0	0		0
			ネットバンキングの場合	取引履歴明細証明書(書類名は銀行により異なる)									